

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

規 則	三重県教育財産規則の一部を改正する規則	学 校 施 設 室	1 頁
告 示	三重県指定有形文化財の指定	文 化 財 保 護 室	1 頁
	三重県指定史跡名勝天然記念物の指定	文 化 財 保 護 室	2 頁
	三重県指定有形文化財の一部解除等	文 化 財 保 護 室	3 頁
	三重県指定天然記念物の一部解除	文 化 財 保 護 室	3 頁
公 告	公益法人の設立の許可	予 算 経 理 室	4 頁

規 則

三重県教育財産規則の一部を改正する規則をここに公布します。
平成十七年三月十七日

三重県教育委員会委員長 竹下 謙

三重県教育委員会規則第十八号

三重県教育財産規則（昭和四十一年三重県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。
様式第一号中「登記簿抄本」を「登記事項証明書」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

三重県教育委員会告示第37号

三重県文化財保護条例（昭和32年三重県条例第72号）第5条第1項の規定により、次のとおり三重県指定有形文化財に指定します。

平成17年3月17日

三重県教育委員会

種別	名称	員数	所在地	所有者
建造物	八幡神社本殿 附 棟札 7枚 延宝五年、享保九年、明和九年、 寛政六年、文化十一年、天保二年、 天保六年の記があるもの各1枚	1棟	一志郡美杉村奥津1238	八幡神社
絵画	絹本着色釈迦三尊十六善神像	1幅	四日市市日永2丁目11-7	大聖院
絵画	紙本着色藤堂虎高像	1幅	伊賀市上野寺町1165	上行寺
絵画	三十六歌仙扁額	12面	伊賀市一之宮877	敢国神社
絵画	紙本金地着色伊勢物語図六曲屏風	1双	多気郡明和町竹川503	三重県
絵画	紙本着色源氏物語色紙貼交二曲屏風	1双	多気郡明和町竹川503	三重県
彫刻	木造地藏菩薩立像	1軀	伊賀市猪田2159	佛勝寺
彫刻	木造不動明王立像	1軀	伊賀市長田1913	西蓮寺
彫刻	木造聖観音菩薩立像	1軀	伊賀市上野徳居町3260	廣禅寺
彫刻	木造獅子・狛犬	2軀	伊賀市西山2265	春日神社
考古資料	雲出島貫遺跡中世墓出土品 腰刀1口、漆塗小箱1合、方形鏡1 面 青磁椀2口、白磁椀1口、白磁 皿4口 鉄製座金具2箇、鉄製合釘 2箇、鉄製角釘22箇	36点	多気郡明和町竹川503	三重県
歴史資料	藤堂藩伊賀作事方関連文書 規矩尺集 8巻8冊 規矩之萬記 1冊 伊賀作事方関係施設図 81枚 附 七代喜右衛門直道手帳 1冊 諸事控 1冊 薬師堂表門拾分之下図 1枚 東京牛島屋敷図 2枚 建築雛形本 10種18冊 書盒 2箱 「規矩尺集 伊賀作事方所蔵」 の表記があるもの 1 「絵図 伊賀作事方所蔵」の表 記があるもの 1	9冊 81枚	伊賀市上野玄蕃町183-51	安場 豊

三重県教育委員会告示第38号

三重県文化財保護条例（昭和32年三重県条例第72号）第35条第1項の規定により、次のとおり三重県指定史跡
名勝天然記念物に指定します。

平成17年3月17日

三重県教育委員会

種別	名称	所在地	所有者
史跡	津城跡	津市丸之内5-1	津市

三重県教育委員会告示第39号

三重県文化財保護条例（昭和32年三重県条例第72号）第6条第3項の規定により、次のとおり三重県指定有形文化財の一部を解除し、名称及び員数を変更しました。

平成17年3月17日（一部解除、変更年月日 平成16年12月10日国重要文化財指定日）

三重県教育委員会

	種別	名 称	員 数	所 在 地	指 定 日	所 有 者
一部解除	建造物	御城番屋敷 主屋東棟 主屋西棟 土蔵 の内、 主屋東棟 主屋西棟	3棟の内 2棟	松阪市殿町1381、 1383-1、1384、1385	平成15年3月17日	合資会社苗秀社
解除理由 文化財保護法第27条第1項の規定により、平成16年12月10日付け文部科学省告示第168号で重要文化財に指定されたため。						
	種別	名 称	員 数	所 在 地	所 有 者	
変更前	建造物	御城番屋敷 主屋東棟 主屋西棟 土蔵	3 棟	松阪市殿町1381、1383-1、1384、1385	合資会社苗秀社	
変更後	建造物	御城番屋敷 土蔵	1 棟	松阪市殿町1381	合資会社苗秀社	

三重県教育委員会告示第40号

三重県文化財保護条例（昭和32年三重県条例第72号）第36条第2項の規定により、次のとおり三重県指定天然記念物の一部を解除しました。

平成17年3月17日（一部解除、変更年月日 平成17年3月2日国天然記念物指定日）

三重県教育委員会

	種別	名 称	所 在 地	指 定 日	所 有 者
一部解除	天然記念物	田光のシデコブシ及び湿地生物生息地	三重郡菟野町大字田光字西北山2563、2566、2571、2597-1、2601、2603、2612-1、2676-3、2771、2772、2773、2776、2781、2783、2784-46番地、三重郡菟野町大字田光字東北山2789-118番地	平成8年3月7日	田光区、訓覇信雄
解除理由 文化財保護法第69条第1項の規定により、平成17年3月2日付け文部科学省告示第24号で天然記念物に指定されたため。					
	種別	名 称	所 在 地	所 有 者	
変更前	天然記念物	田光のシデコブシ及び湿地生物生息地	三重郡菟野町大字田光字西北山2563、2566、2571、2594、2597-1、2601、2603、2612-1、2653-2、2654-2、2676-3、2771、2772、2773、2776、2781、2783、2784-46番地、三重郡菟野町大字田光字東北山2789-118番地	田光区、訓覇信雄	
変更後	天然記念物	田光のシデコブシ及び湿地生物生息地	三重郡菟野町大字田光字西北山2594、2653-2、2654-2	田光区	

公 告

民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により、公益法人の設立を次のとおり許可しました。

平成17年3月17日

三重県教育委員会

1 許可年月日

平成17年3月8日

2 法人の名称

社団法人三重県サッカー協会

3 事務所の所在地

三重県鈴鹿市算所五丁目22番18号

4 代表者の住所及び氏名

三重県伊賀市緑ヶ丘西町2614番地の5 松尾 喬

5 事業の目的

この法人は、三重県においてサッカーの普及発展、競技力の向上に関する事業を行うとともに、財団法人日本サッカー協会の事業に協力し、もって三重県民の豊かなスポーツ文化を創造し、心身の健全な発達と社会の発展に貢献することを目的とする。